

令和 6 年 7 月 2 5 日
高齢福祉部高齢福祉課

電気料金の支払遅延に係る損害賠償額の決定について

1 事故の概要

(1) 判明日 令和 6 年 5 月 2 7 日 (月)

(2) 相手方 東京電力エナジーパートナー株式会社

(3) 事故内容 デイホーム上用賀の 4 月分の電気料金については、相手方が発行する請求書等に基づき、5 月 1 3 日の支払い期限までに支払うこととなっていたところ、担当職員が支払い手続きを行っていなかったことが 5 月 2 7 日に判明した。

2 事故の対応

事故判明後、直ちに令和 6 年 4 月分請求額 (合計 1 1 3, 2 6 5 円) について、5 月 3 1 日に相手方への支払いを完了した。

3 損害賠償額

4 8 3 円

(支払期限日の翌日の 5 月 1 4 日から支払いが完了した日の 5 月 3 1 日までの 1 8 日間に年 1 0. 0 パーセントの割合で計算した遅延損害金)

4 専決処分日

令和 6 年 7 月 1 0 日